

基勞補発0802第1号
平成23年8月2日

兵庫労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）

平成23年5月25日付け兵労基発第21号にて協議のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具の支給について」の別添「義肢等補装具費支給要綱」の5に定める基準外支給として差し支えない。

また、歩行補助つえの支給対象者要件（1）における「義足又は下肢装具の使用が可能であるもの」とは、支給承認決定時において、「義足又は下肢装具を装着し、それにより歩行が可能である者」と解釈する。